

明石市立藤江幼稚園南園舎 1 階床面ほか修繕

特 記 仕 様 書

令和 5 年11月

明石市こども局こども育成室施設担当

I 一般事項

- (1) 目的：本事業は、明石市藤江幼稚園の南園舎一階床面について、これの使用許可を受ける民間保育施設の運営にあたり適切な保育環境を確保するために、必要な整備をしようとするものである。
- (2) 名称：明石市立藤江幼稚園南園舎一階床面修繕
- (3) 場所：明石市藤江235番地（明石市立藤江幼稚園内）
- (4) 工事種別：修繕
- (5) 工事期間：契約日の翌日～2024年（令和6年）2月29日
※原則として騒音を伴う工事は午前中不可
- (6) 工事内容：
 - ① 床面改修（東西2室）
 - ・ 既設床シート及びフローリングブロック撤去
 - ・ 撤去痕ケレン等下地調整
 - ・ 防水モルタル塗付
 - ・ 断熱クッション材張付
 - ・ 塩ビシート張付
 - ② 屋内壁面防湿改修
 - ・ 軽鉄下地
 - ・ グラスウール断熱材設置
 - ・ 石膏ボード張付
 - ・ クロス張付
 - ③ その他仮設工事等
- (7) 支払条件：完成後一括払い
- (8) 事前調査等：事前調査が必要な場合は、藤江幼稚園長（佐々木園長）及びゆたか保育園長（川本園長）に電話連絡の上、入札書提出日前日までに行うこと
- (9) その他
 - ・ 明石市は、仕様書等に適合しない場合等には、修補等の対応を請求することができる。
 - ・ 詳細については、市の担当者に照会のこと。また指示に従うこと。
 - ・ 着工時、工事対象エリアである保育室内に設置されている物品については、工事期間中別途保管し、工事完了後再度設置すること。ただしマット、仕切り、テーブル等比較的大きな備品に限る。

II 工事仕様

1. 各工事共通

- (1) 総則
 - ① 関係法規、条例及び規則等を遵守し、必要に応じて届出や手続きを遅滞なく請負者が代行し、

必要とする費用（手続き費、手数料等）はすべて請負者の負担とすること。

- ② 本工事施工にあたって災害防止に努めること。
- ③ 工事完成から引渡しまでの試験運転及び各試験等の費用等はすべて請負者の負担とすること。

(2) 安全対策等

- ① 施工建物の2階部分は工事期間中を通して幼稚園が使用を継続することから、仮設フェンスを設置する等により園児の往来の安全を確保すること。
- ② 工事現場に出入りする車両は積載違反をしてはならない。
- ③ 工事現場内は定期的に清掃を行い、小学校及び幼稚園の利用者等に不快感を与えないように努めること。
- ④ 原則として、日曜日、祝日及び夜間の作業は行わないものとする。
- ⑤ 工事現場への車両の出入り時間や台数等の安全対策、騒音を伴う作業の実施日時等の施工計画について、着手前に藤江幼稚園長及びこども育成室との間で十分に協議を行うこと。なお、曜日、時間及び車両台数等について相当制約がかかる場合があることを想定すること。
- ⑥ 事故及び苦情が発生した場合には速やかに対応し、処置内容を記録し、明石市こども育成室まで連絡すること。
- ⑦ 工事エリアの2階には個別通級指導を行う保育室があることに留意し、騒音を伴う工事の実施時間制限等についてはこれを厳守すること。

(3) 書類

着工届等の提出書類については、明石市こども育成室の指示によること。

(4) 特記項目

- ① 本工事は災害・危険防止等に最前の注意を払い万全の体制で施工すること。
- ② 敷地内（工事エリアも含む）は全面禁煙とする。
- ③ 工事着工前に敷地内外の撮影を行い、工事完了時に現状復旧が完全に行われているか確認すること。
- ④ 工事現場に出入りする車両は道路等の美化推進に努め、万一汚した場合には速やかに清掃すること。
- ⑤ 本工事は安全対策のほか、騒音・粉じん対策を十分に行うこと。
- ⑥ 工事契約後、施設利用法人との調整により工事内容に変更が生じる場合は、本市担当者との協議のうえ、対応を決定すること。
- ⑦ 各使用製品等については、本仕様書記載の同等品以上のものとする。
- ⑧ 長尺シートの型番はサンゲツKU-22019（木目調）としているが、同等品のうち色合いを変更する可能性があるため、落札後再度確認をすること。
- ⑨ 壁新設部分にある換気扇、電源等は原則として既存の位置の新設壁に移設すること。その他調整が必要な事項がある場合は明石市こども育成室施設担当に諮ること。

2. 各工事について

別紙「修繕内訳書」及び「別紙施工範囲図」参照